

Ⅱ-4 いじめ防止基本方針

学 校 教 育 目 標

進んで学び、心豊かで、たくましく生きる子どもの育成

【めざす子ども像】

○かしこい子

○やさしい子

○たくましい子

い じ め に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方

子どもたちが、未来への夢や希望を大きく膨らませながら成長していくことは、教職員のみならず保護者や地域住民の願いであり、こうした期待に応えることができる環境づくりが、学校教育に課せられた大きな使命である。

本校は「いじめはどの子にも、どの学校にも起こる」ことを肝に銘じ、全ての児童が小学校生活を安心して過ごすことができるよう、保護者や地域、関係機関と連携・協力し、いじめの防止・早期発見・いじめの対処について一丸となって努力する。

具 体 的 対 策

育友会との連携

【基本的な考え方】

いじめ問題は、学校だけでは解決できない場合が多いことから、必要な情報を保護者や育友会等に提供しながら、協力していじめを許さない環境を整える。

【育友会との連携】

- 基本方針の説明と公開
 - ・入学式における説明
 - ・育友会総会での説明
 - ・全保護者へ基本方針配布
 - ・地域住民への回覧
- 各種会合等での研修活動、いじめに関する研修会の実施等

【家庭との連携】

- 基本的生活習慣のしつけ、善悪の判断、正義感、思いやりの心の育成のための取組

【学校支援会議等地域

関係団体との連携】

- 定期的な会議における意見交換等による情報の提供収集

学校いじめ対策委員会（緊急対策会議）

【活動の目的】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いの情報があった時には緊急対策会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【構成員】

- 学校……校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、担任（必要に応じて関係職員）
- 外部専門家（必要に応じて）

【事務局】○事務局……学校に置く

【会 議】

- 年2回（兼：学校支援会議）を基本とするが、必要に応じて臨時的に開催する。

関係機関との連携

【基本的な考え方】

いじめの防止、対応等は学校だけでできるものではない。関係機関と情報交換等連携を図ることにより、より実効的な取組を行う。

【市教育委員会】

- いじめ問題調査会設置
- 保護者、家庭の支援
- いじめ防止の施策
- 早期発見の施策
- いじめに対する措置
- 学校への指導・助言

【島原市子ども課】

- 情報提供と情報収集
- 家庭訪問等の依頼

【島原市少年センター】

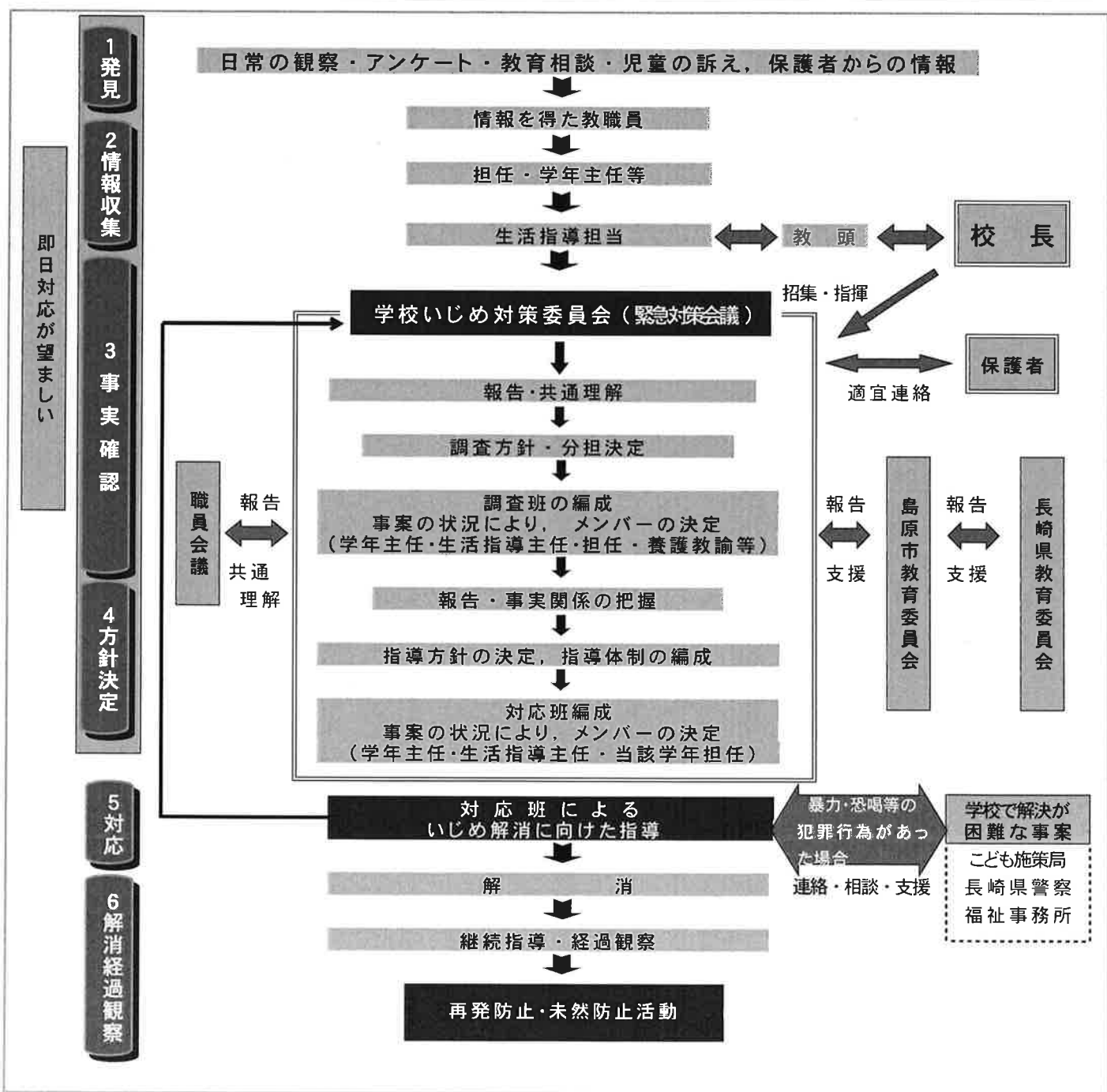
- 非行等の情報収集

【中学校との連携】

- 問題行動・いじめ問題の情報収集の提供・相談

【いじめの防止】 (学校づくり)	安心に過ごすことのできる学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめ問題を自分たちの問題ととらえる子どもの自己指導力を育成する。
1 校内指導体制の確立（組織で対応） 「教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない」ことを全教職員で認識し一致団結した指導体制を確立する。 2 教師の指導力の向上（職員個々の職能成長） 「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施し、いじめ問題に対する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。 ・長期休業日を中心に年間3回、いじめに関する校内研修の実施。 3 人権意識と生命尊重の態度の育成（お互いを認め合う心の育成） 人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。すべての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。 ・人権集会や平和集会での人権意識を高める取組や、体験活動において生命を育てる心の育成。 ・福祉ボランティアへの参加、特別支援学級との交流等 4 道徳性を養う道徳教育の充実（いじめを許さない強い心の育成） いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。 ・「三会っ子を見つめる教育週間」や「いのりの日」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等道徳性の育成をねらいとした取組を実施する。 5 子どもの自己肯定感の育成 児童と教職員、児童同士の信頼関係を構築する。居場所のある学校生活の中で「夢・憧れ・志」を育む教育を推進する。 6 子どもの自己指導能力の育成 道徳科の授業をはじめ道徳教育はもとより、学級活動、児童会等でいじめに関わる問題を取り上げ、全校で取り組む。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し児童生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。 7 配慮が必要な児童の特性を踏まえた適切な支援 発達障害や障害のある児童 海外から帰国した児童 外国人の児童 保護者が外国につながる児童 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童 震災により被災・非難している児童 に関係するいじめについては、教職員の正しい理解の促進や学校としての必要な対応について十分に検討し、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。 8 家庭・地域社会・関係機関との連携強化（つながりを深め、強める活動の推進） 家庭や育友会、地域関係団体といじめ問題に関する協議会を設け、地域ぐるみの体制を整える。 ・育友会、学校支援会議、健全育成協議会での話し合い 9 学校基本方針の周知 入学式・年度はじめの総会や代議員会等の機会、育友会会員への基本方針の配布、町内会の回覧板を利用して、学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。 10 学校基本方針による取組の評価 学校基本方針に基づく取組状況について、学校評価の評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価する。そして、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、いじめに関する教職員の問題意識を高める。 ・育友会総会での周知やいじめ防止対策委員会での取り組み点検・評価の実施	
【早期発見】	子どもに関する情報を全職員で共有するために、平素から子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが発するサインを見逃さないようにする。あわせて定期的・必要に応じたアンケートや教育相談を実施する。さらには、メッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 1 教職員による観察や情報交換
子どもの情報を共有化するために、定期的に情報交換する場を設定する。
・毎月の生活指導全体会・児童支援全体会、長期休業前の情報交換会で情報を共有する。
- 2 定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談の実施
子どもの生活実態について、定期的・必要に応じたアンケートや個人面談・保護者面談を実施し、きめ細かな把握に努める。
・生活アンケート（児童対象）（奇数月） 保護者アンケート（5月 9月 1月）
- 3 情報の収集
子どもの悩みや相談をより多く受け止めるために、育友会や関係団体と組織的に連携・協同する体制を構築する。学校支援会議 青少年育成協議会各種行事
- 4 教育相談体制の整備と相談機関の周知
保護者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知する。
・24時間子供SOSダイヤル ・メール相談窓口 ・親子ホットライン等



【いじめに対する措置】	いじめの発見、通報によりいじめの事実が把握できた場合は、速やかに組織的及び関係者との連携の下に対応することを基本とし、被害を受けた子どもを守り通すとともに、教育的な配慮の下、毅然とした態度でいじめた側の子どもの指導にあたる。
-------------	--

いじめと疑わしき行為を発見した時の対応 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見したり、その情報を得た時には、安易にいじめではないと判断することなく、関係する子どもや保護者から事情を十分聴取し、指導するとともに継続的に観察・指導を続ける。	いじめに関する相談を受けた時の対応 子どもや保護者からいじめに関する相談を受けた時には、真摯に対応する。ささいな兆候であっても、いじめではないと安易に判断することなく、早い段階から関わりを持つ。事実関係を調査し、その結果を保護者等に報告する。
--	--

各対応において留意すること

1 組織的な対応 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、主任、管理職に報告する。事案の内容によっては「学校いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。当該組織教職員を中心として、学年主任、生活指導主任等で組織的に対応する。

2 いじめの事実調査 被害、加害及びいじめを目撃した等の子どもから聞き取り調査を行い、事実関係を詳細に把握する。事案によっては、学級、学年の子ども達からのアンケート調査も実施する。

3 いじめられた子どもまたはその保護者への支援 いじめられた子どもの心のケアや様々な弾力的措置等（本人の希望による別室での学習等）、いじめから守り通すための対応を行う。また、当該子どもにとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該子どもに寄り添える体制をつくる。 保護者には、家庭訪問等により調査で得られた確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する。子ども、保護者双方とも必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家と面談を行う。

4 いじめた子ども又はその保護者への助言 いじめの事実が確認されたら、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。 いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行う。 保護者には、確実な情報を迅速に伝え、継続的な指導助言を行う。

5 集団への働きかけ いじめの4重構造の一つである「観衆（はやしたてたりおもしろがったりする存在）」や「傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている存在）」の中からいじめを阻止する「仲裁者」が現れるよう、或いは、誰かに相談する勇気を持つように指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

6 いじめ解消の要件と継続的な観察・指導 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。 ○いじめに係る行為が止んでいること →被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月間に至って止んでいること。 ○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと →被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。 いじめが解消した後も、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぎ、継続して十分な観察と指導を行う。

【重大事案に対する措置】	子どもの命を脅かす等のいじめについては、重大事案という認識を持ち、市教育委員会の指導のもと、より組織的、実効的な取り組み点検・評価を行うことにより、子どもの安全・安心を確保する。
--------------	---

1 重大事案の提議 ○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合 ○ 相当の期間、欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 ○ 子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合
--

2 「いじめの措置」による一連の対応

3 市教育委員会へ概要報告 → 市教委判断による「重大事案」としての措置決定

- 4 市教委主導による調査・対応
- 学校は調査のための組織への協力
 - 学校は調査情報の提供 等

- 5 学校いじめ対策委員会への報告と協議
- いじめ事案の概要報告
 - 校内体制及び対応の協議・決定

市
教
育
委
員
会

調
査
組
織

の
指
示
に
よ
る
対
応

- 6 いじめられた子どもとその保護者への対応に万全を期す
- 〈子ども〉
- 秘密の保持（情報流出の遮断）
 - 学習の保障
 - 精神的ケア（カウンセリング等の実施）
- 〈保護者〉
- 適宜情報の提供 等

- 7 いじめた子どもとその保護者への対応
- 〈子ども 保護者〉
- 出席停止も視野に入れた毅然とした対応

- 8 他の子どもたち、保護者への対応
- 必要に応じた情報提供（保護者）
 - いじめに関する指導の徹底

【ネット上での
いじめに対する措置】

ネット上での不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。未然防止には、児童が保有している携帯番号等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発をしていく必要がある。早期発見には、児童が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」の児童及び保護者から相談等があった場合は、事案によっては警察等の専門機関と連携し対応していく。

ネット上の書き込みや画像等への対応手順

